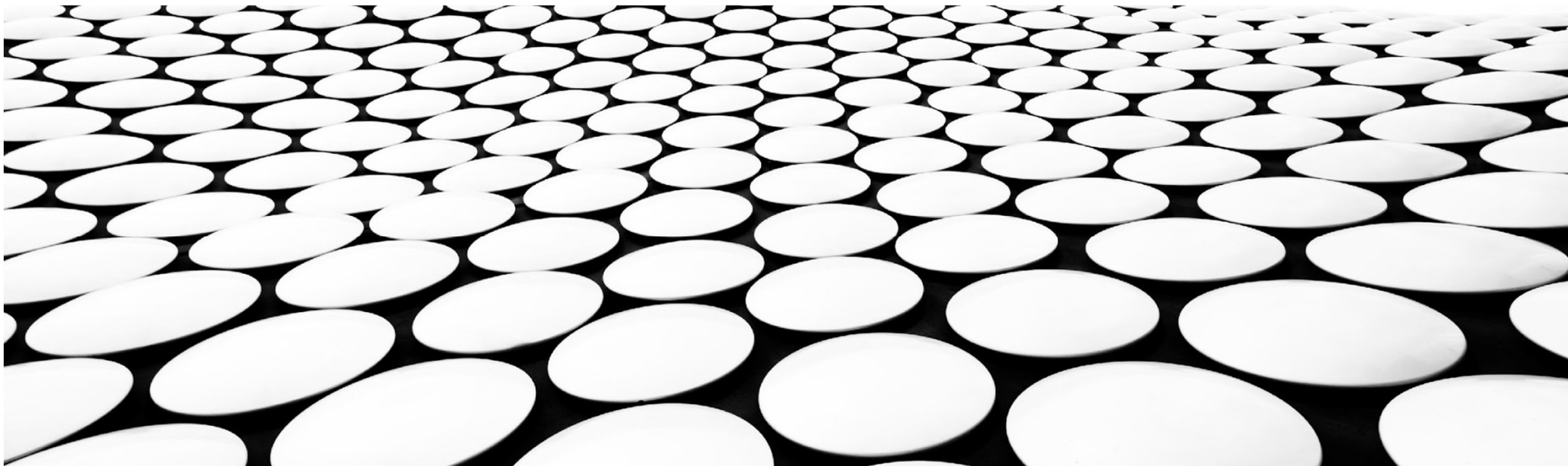

【PRG】サステナビリティに対する取り組み

SUSTAINABILITY 2024



行動憲章

■ 当社の、『安心安全なワーク環境の提供』を実現するため、サステナビリティに取り組み、本行動憲章に基づいた企業活動を実施します。また、当社は関連する全ての人々の基本的人権を尊重するとともに、国内外の法令およびその精神を遵守し、社会的倫理および社会的要請に応じた企業活動を行ってまいります。

1. 高品質、安全、安心なサービスおよび製品の提供

品質管理、情報セキュリティ管理に充分配慮し、IT関連分野においてお客様の満足と信頼を得られるような高品質、安全、安心なサービスおよび製品を開発、提供してまいります。

2. 公正透明な企業活動

公正・透明・自由な競争および適正な取引を行い、行政、市民および団体とは、健全かつ正常な関係を築いてまいります。また、反社会的な勢力・団体とはいかなる関係も持たず、毅然とした対応をしてまいります。



3.働きやすい環境の整備

社員および協働者の健康に配慮した安全で働きやすい環境を整備するとともに、多様な人格や個性を尊重する気風を醸成し豊かな人間関係の形成に努めてまいります。

4.地球環境の保全

地球環境の保全が人類共通の重要課題の一つであることを認識し、「環境負荷の低減」として、事業活動のあらゆる面で環境に配慮した活動を積極的に推進してまいります。

5.社会貢献活動

事業活動を通じて社会の福祉と繁栄に貢献するとともに、良き企業市民として地域社会においても積極的な社会貢献活動を行ってまいります。

6.本憲章の徹底

経営者自らが率先垂範して本憲章の徹底を図るとともに、定期的な浸透状況の確認およびその結果に対する改善措置を実施してまいります。

行動規範

■ 1.高品質、安全、安心なサービスおよび製品の提供

（１）製品・サービスの安全性と品質の確保

社内横断的な品質管理部署または仕組みを設け、製品等の出荷責任を明確にするとともに、独立的立場による品質判断の基に製品およびサービスを提供します。

（２）個人情報・顧客情報の適正な保護

個人情報・顧客情報を保護する社内体制を整備し、その教育を推進するとともに、情報を取り扱うシステム等に対しては、技術的・物理的な保護対策を実施します。

（３）お客様の満足と信頼の獲得

お客様との相互評価等を行うことにより、有用な製品の開発、およびサービスの提供が実施できているかを確認し、そのフィードバック結果を可視化します。

（４）従業員のキャリア形成および能力開発支援

技術革新の早いIT業界において、技術の立ち遅れ等がないよう、能力開発のための教育システムの確立に努めます。

■ 2.公正透明な企業活動

（１）顧客との取引

お客様との取引においては、法令および健全な商慣行に従うものとします。
不当な利益などの取得を目的とする贈答・接待は行いません。

（２）購入先との取引

購入先との取引においては、経済合理性のみならず、法令遵守、品質・安全性、環境保全、公正取引などにも配慮し、お互いが社会的責任を果たせるように努めます。

（３）政治・行政に対する姿勢

政治・行政に対しては健全かつ正常な関係を保ち、利益供与ほか癒着と誤解されるような行為は厳に慎みます。

（４）反社会勢力・団体に対する姿勢

社会正義および企業の社会的責任を踏まえ、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とはいかなる関係も持たず、毅然とした対応をとります。

（５）知的財産権の尊重

現代社会における知的財産権の重要性に鑑み、知的財産権の創造、適正な保護、積極的な活用を図るとともに、他者の知的財産権も尊重します。

（６）コーポレートガバナンスによる企業の信頼性の確保

コーポレートガバナンスに関する方針を明示・徹底し、経営の透明性・公平性を高め、経営に対する信頼性を確保します。

■ 3.働きやすい環境の整備

（１）就業規則等の遵守

就業規則および 3 6 協定をはじめとする社内の諸規程等を遵守します。

また、その遵守状況の把握を含め、従業員およびその代表者と経営層との対話または協議の場を設けます。

（２）安全な職場環境の維持・確保

労働安全衛生法等を遵守し、職場の防犯・防災に努め、安全で働きやすい職場環境を維持・確保します。また、メンタルヘルス等の病気予防に努めます。

（３）ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と生活の調和を図るため、従来の所定休日に加えバースデー休暇、エコ休暇を付与し、時間外労働の必要性を考え、残業判定を徹底し労働時間の軽減に努めます。

（４）セクシュアル・ハラスメントの禁止

良好な職場環境を確保・維持するため、相手方の意に反した性的な言動等、セクシュアル・ハラスメントとなる行為の発生を予防するための啓発活動を行います。

（５）パワー・ハラスメントの禁止

職権を背景に、本来の業務の範疇を超えて継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行うことで、従業員の働く環境を悪化させ、あるいは雇用不安を与えるといった、パワー・ハラスメントとなる行為の発生予防に努めます。

■ 4.地球環境の保全

（１）持続可能な社会づくりへの貢献

持続可能な社会の実現に向けた活動を積極的に推進します。

（２）環境法規制等の遵守

環境関連の法令、条例等を遵守し、企業活動を通して環境保全と汚染の予防に努めます。

（３）資源・エネルギーの消費量の低減

消費電力の削減、ペーパーレス化を積極的に推進し、CO2の削減に努めます。

（４）グリーン購入の推進

PC・プリンタ等の電子機器、コピー用紙、事務用品など、事業活動で使用する物品は、地球環境や人体に影響の少ないものを優先して選択し、購入します。

■ 5.社会貢献活動

（１）事業活動を通じた社会貢献

PRGの持つ技術、ノウハウ等の専門能力を活かして地域社会のために取り組むべきテーマを自ら選択し、その解決に努めます。

（２）組織的な社会貢献活動への取り組み

社会の課題に関心を持ち、自発的にその課題に取り組み、外部団体との連携も視野に入れた効果的な社会貢献活動の実施に努めます。

（３）従業員の社会貢献活動支援

従業員の自発的なボランティア活動のための環境整備ときっかけづくりに取り組み、従業員の社会貢献活動への参加を支援します。

人権方針

PRGは、人権を尊重することはすべての事業活動の基盤であると認識し、ここに人権方針（以下「本方針」）を定めます。

■ 1.本方針の適用範囲

本方針は、役員および従業員（以下「私たち」）、ビジネスパートナー、およびサプライヤーのみなさま（以下「ステークホルダー」）に適用されます。本方針の理解および支持をいただけるよう、ステークホルダーへ働きかけを行い、人権尊重の取り組みを推進します。

■ 2.国際的な人権に関する法規範の遵守

私たちは、「国際人権章典」、国際労働機関の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」をはじめとする、
人権に関する国際的な法規範を支持・尊重します。

私たちは、人権を尊重する取り組みを推進するため、
国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り、本方針を策定しました。

私たちは、日本国内法令はもとより、
事業活動を行うそれぞれの国や地域で適用される法令を遵守します。

■ 3.人権に関する重点課題

私たちは、次の事項を人権に関する重点課題として認識し、人権尊重の取り組みを推進します。

（１）従業員の健康の維持

私たちは、労働時間の管理を徹底し、従業員を過剰・不当な労働時間から守り、心身ともに健康で働くことができるように取り組みます。また、従業員の健康を促進するための施策を積極的に推進します。

（２）ハラスメント・差別の禁止

私たちは、あらゆるハラスメント・差別を認めません。すべての従業員が安心して働ける、ハラスメント・差別のない職場環境を整備します。

（３）サプライチェーン上の人権侵害の排除

私たちは、従業員だけでなく、私たちのサプライチェーン上で働くすべての人々の人権が尊重され安全な労働環境が確保されるよう、注視、配慮します。

（４）テクノロジーに係る人権問題の解決

私たちは、インターネット、ICT、AIなど新しいテクノロジーの普及に伴い新たに生じる、名誉棄損・プライバシー侵害・差別・知的財産権等の人権侵害の恐れがあることを認識し、高い倫理観を持って、情報技術による社会の発展に貢献してまいります。

■ 4.人権尊重の取り組みを実践するために

（１）人権デューディリジェンスの実施

私たちは、私たちが事業活動を行ううえで生じる可能性のある、人権への悪影響（以下「人権リスク」）および、人権リスクを予防または軽減するために必要な情報の特定を行うことを目的として、人権デューディリジェンスの仕組みを構築し実施します。

（２）ステークホルダーとの対話

本方針や人権デューディリジェンスの実行の過程において、ステークホルダーとの対話・協議を行ってまいります。

（３）人権に関する教育の実施

本方針および人権尊重の考え方をすべての役員および従業員に定着させるため、人権課題に関する教育を継続的に行います。

■ 5.救済と是正

私たちは、事業活動により人権リスクを引き起こしたり、助長していると明らかになった場合には、適切に対処します。

救済措置として、すべての役員および従業員に加え、協働者が利用できる内部通報窓口を整備しています。通報者の秘密を遵守し、通報したことを理由として不利益な取り扱いが行われないよう、通報者を保護することを約束します。

受け付けた通報は、「内部通報制度運用規程」に基づき適正に対処します。

■ 6.ガバナンス

PRGにおける人権尊重に関する取り組みについては、

取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会において定期的に報告され、モニタリングが行われています。

また、重要な案件については、取締役会へ報告され、監督が行われます。

本方針は、ProGATE株式会社の取締役会で決議されています。

制定 2024年10月1日